様式第30号（第92条関係）（第2面）

注　意

1　この申請書は、移転の日の翌日から起算して１箇月以内に、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないこと。

2　この申請書には、受給資格者証、特例受給資格者証又は日雇労働被保険者手帳を添えること。

3　就職するために移転する場合には、４欄は記載しないこと。

4　５欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。

5　８の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。

6　８欄の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

7　※印欄には、記載しないこと。